

自社株の相続・贈与税が100%猶予・免除される 「新事業承継税制」って、わが社も使えるの？

【日時】 2018年11月6日(火) 15:00~17:00
(受付開始 14:30)

【会場】 投資育成ビル 渋谷区渋谷3-29-22
TEL 03-5469-5851

【定員】 100名(申込期限 11月2日)

【参加費】 無料

【資料】 欠席の方で、資料希望の方も参加申込書をご記入のうえ、FAXしてください。

【講師】 税理士法人タクトコンサルティング
税理士 杉山 正義 氏
公認会計士・税理士 小野寺 太一 氏

【内容】

- 持株会社にも使えるの？
⇒資産保有型・運用型会社の要件について解説します。
- 子会社が資本金3億円超でも使えるの？
⇒特別関係会社・特定特別関係会社の要件について解説します。
- 同族の持株比率が50%未満でも使えるの？
⇒適用対象外ですが、議決権の集約などで可能性が出てきます！
- 外国子会社持分は適用除外って本当？
⇒本当ですが、その影響を小さく出来る可能性はあります！

【お問合せ先】 興産信用金庫 お客様支援部 担当 小田 TEL: 0120-397-917



(JR渋谷駅新南口徒歩1分)

➡【お申込み】 FAX 03-6739-7731 興産信用金庫 お客様支援部 行

11月6日(火) 15:00 開催
「新事業承継税制」って、わが社も使えるの？ セミナー参加申込書

貴社名 _____ 電話番号 () _____

お役職名 _____ ご芳名 _____

ご住所 _____

当日不参加の方(○で囲んでください) 資料を希望する 希望しない

※定員に達し次第、受付を終了いたします。また受講票はございません。当日1階にて受付願います。

ご記入いただきました個人情報、各共催者が参加者名簿として、またセミナーの企画・運営・実施のために使用する他、関連するアフターサービス、必要な情報の提供及び各種ご案内のために使用します。なお、個人情報の共同利用等の詳細につきましては、興産信用金庫の個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)をご参照ください。共同利用する個人データについては、各共催者がそれぞれ責任を持って管理いたします。